

特定技能 2 号の対象分野追加（案）

出入国在留管理庁 警察庁 外務省 厚生労働省
経済産業省 国土交通省 農林水産省

特定技能制度 概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる**ため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

- **特定技能1号**：特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：154, 864人（令和5年3月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）

（※）特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、**建設**、**造船・船用工業**、（12分野）自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
（特定技能2号は赤字の2分野のみ受入れ可）

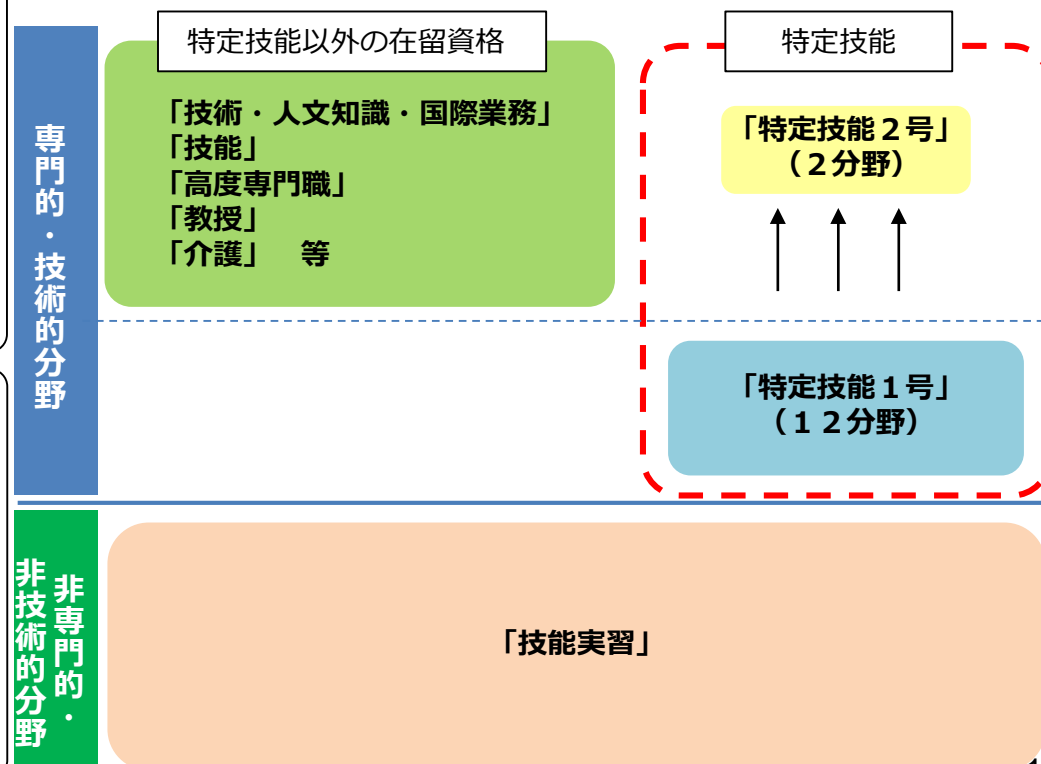
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
受入れ見込数	あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込数	なし
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能 2号の技能水準について

改正入管法附帯決議（衆議院、平成30年12月）抜粋

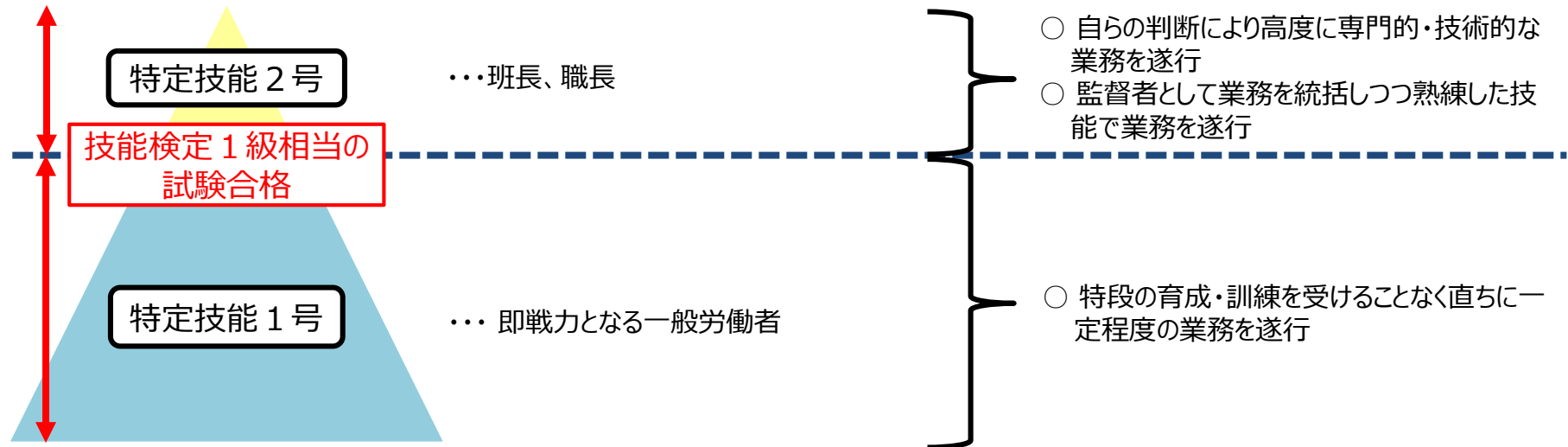
三 特定技能2号の在留資格については、既存の専門的・技術的な就労資格と同様の高い水準の技能を求めるものとし、我が国の産業、雇用及び国民生活に与える影響に十分に配慮しつつ、熟練した技能を有する人材を外国人により確保することが真に必要な分野に限って受入れを行うなど、厳格な運用に努めること。



現在の運用

○ 政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

3（2）イ 2号特定技能外国人に対しては、**熟練した技能**が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、**現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能**であつて、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。



特定技能 2 号の対象分野追加の方針案

現状

2 分野

- 建設分野
- 造船・舶用工業分野（溶接区分のみ）

9 分野追加

方針

11 分野

※造船・舶用工業分野（5 業務区分）も対象に追加

介護分野

現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、追加なし。

追加要望が示された分野

ビルクリーニング分野

素形材・産業機械・電気電子
情報関連製造業分野

自動車整備分野

航空分野

宿泊分野

農業分野

漁業分野

飲食料品製造業分野

外食業分野

造船・舶用工業分野
（5 業務区分）

分野別運用方針の改正内容①（特定技能 2 号の業務内容）

分野名	業務内容	分野名	業務内容
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	宿泊分野	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	機械金属加工区分：複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理（他区分も同等の業務内容）	農業分野	耕種農業区分：耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務（他区分も同等の業務内容）
造船・舶用工業分野（5 業務区分）	塗装区分：複数の作業員を指揮・命令・管理しながら塗装作業（金属塗装作業、噴霧塗装作業）に従事（他区分も同等の業務内容）	飲食料品製造業分野	飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務
自動車整備分野	他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務	外食業分野	外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営
航空分野	空港グランドハンドリング：社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理 航空機整備：自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等	漁業分野	漁業区分：漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。（他区分も同等の業務内容）

分野別運用方針の改正内容②（特定技能 2 号の技能水準）

- 特定技能 2 号の要件は試験合格及び実務経験を有していること。
- 課される試験は、分野所管省庁が作成・実施する技能試験及び既存の各種試験。

	試験名
ビルクリーニング分野	「ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験」又は「技能検定 1 級」
素形材・産業機械・電気電子 情報関連製造業分野	「製造分野特定技能 2 号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定 3 級」又は「技能検定 1 級」
建設分野※1	「建設分野特定技能 2 号評価試験」、「技能検定 1 級」又は「技能検定単一等級」
造船・船用工業分野※1	「造船・船用工業分野特定技能 2 号試験」又は「技能検定 1 級」
自動車整備分野	「自動車整備分野特定技能 2 号評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験 2 級」
航空分野	「航空分野特定技能 2 号評価試験」又は「航空従事者技能証明」
宿泊分野	「宿泊分野特定技能 2 号評価試験」
農業分野	「2 号農業技能測定試験」
漁業分野	「2 号漁業技能測定試験」※2
飲食料品製造業分野	「飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験」
外食業分野	「外食業特定技能 2 号技能測定試験」※2

※1 建設分野及び造船・船用工業分野（溶接区分）については既に特定技能 2 号の対象となっているもの。

※2 分野の特性上、一定の日本語能力を有することが業務上必要であることから、技能試験の一環として「日本語能力試験（N3 以上）」を課す。

分野別運用方針の改正内容③（その他）

- 特定技能 2 号へ円滑に移行するための改正 等